

島原市教育大綱（案）

【大綱策定の趣旨】

平成２６年、地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政を推進するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）が改正されました。

改正後の地教行法では、教育委員会を合議体の執行機関として、その権限を従前と同じ形で残すことにより、教育行政の政治的中立性及び継続性・安定性を確保する一方、地域住民の意向をより一層反映するため、地方公共団体の長による総合教育会議の設置と大綱の策定などが新たに規定されました。

この大綱は、このような法改正の趣旨を踏まえ、“とことん子育てにやさしい教育のまち島原”をめざし、本市教育等に関する総合的な施策の根本となる方針を定めたものです。

【目標】

1 生きる力を育む人づくり

（１）学力の向上対策の充実

親の経済力や家族の形態等の生育環境に関係なく、すべての子どもが、きめ細やかな教育を受けられ、学ぶ権利が保証される教育環境づくりに努めます。

（２）いのちを大切にす教育の充実

いじめ防止条例の普及・啓発、いじめアンケート実施等の取組をとおして、いじめのない、一人ひとりの子どもが幸せに生きることができる、学校・地域・社会づくりに努めます。

（３）健康の保持増進と健やかな体の育成

食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けることができるよう食育を推進し、学校給食の充実発展に努めます。就学前から小学校まで連続したフッ化洗口事業の普及啓発をとおして虫歯予防に取り組み、口腔の健康に努めます。

2 強い絆と豊かな心で結ばれた地域づくり

（１）子どもから大人まで自由に学び合える体制の充実

公民館を拠点として、いつでもどこでも誰でも学べる環境づくりを推進し、市民の交流と絆づくりに努めます。社会教育関係団体の育成を図り、地域に根差した活動の活性化と誰もが様々な活動に参加できる機会の拡充に努めます。

（２）子どもを健やかに育てる家庭・地域の育成

子どもの生きる力の基礎となる家庭教育を支援し、学校・家庭・地域が一体となって、地域全体で子どもたちを育む活動の推進に努めます。子どもたちの健全な育成のために、安全で安心して活動ができる居場所づくりに努め、地域の人々とのふれあいを通して地域ぐるみで見守り育てていく気運づくりに努めます。

（３）歴史的遺産の活用と伝統文化の継承による郷土愛の醸成

市民共有の財産である歴史的遺産の保護と活用を図り、郷土に伝わる歴史・伝統文化を学び継承することができる機会を拡充し、ふるさと島原への愛着と誇りをもつ心の育成に努めます。

3 スポーツを通じた人づくり・地域づくり

（１）ライフステージに応じた生涯スポーツの充実

子どもから高齢者までスポーツの絆を広げるため、総合型スポーツクラブの充実、また、市民だれもがいつでも、どこでも気軽にスポーツに親しむことができるようニーズに応じたスポーツ活動の提供・充実に努めます。

（２）夢を育むジュニアスポーツの充実

「夢の教室」や「小中学生派遣事業」を通して、将来に向かって「夢・憧れ・志」を持つことの大切さを学ぶ機会を提供することで、ジュニアスポーツの活性化に努めます。

（３）スポーツを活用した地域活性化

国体の開催で整備充実したスポーツ施設を有効に活用するため、全国・国際大会やスポーツ合宿等を誘致することにより、交流人口を拡大することで地域の活性化に努めます。

4 安全で安心な教育環境づくり

（１）快適で豊かな教育関係施設の充実

学校施設、社会教育施設、スポーツ施設の施設整備の充実に努めます。

（２）安心して学べる教育環境の充実

教育環境設備の充実に努めます。
情報教育環境設備の充実に努めます

（３）夢の実現に向けた修学支援の充実

奨学金制度の適正な運営を図り、奨学金返還免除等を含めた新たな奨学金制度の導入に努めます。準要保護児童生徒援助事業の適正な実施に努めます。

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１条の３の規定に基づき定めるものです。
この大綱の期間は、平成２８年度から平成３１年度までの４年間としますが、この期間の途中において、必要に応じて内容の見直しを行うことができるものとします。

平成２８年 月 日
島原市長 古川 隆三郎